

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月23日

【会社名】 アズワン株式会社

【英訳名】 AS ONE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 井内卓嗣

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役CFOコーポレート本部長 西川圭介

【本店の所在の場所】 大阪市西区江戸堀二丁目1番27号

【縦覧に供する場所】 アズワン株式会社 東京オフィス
(東京都中央区八丁堀二丁目23番1号)
アズワン株式会社 横浜支店
(横浜市港北区新横浜二丁目6番地3)
アズワン株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目2番13号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO井内卓嗣及び取締役CFOコーポレート本部長西川圭介は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社6社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは、「科学」・「医療」を中心とした専門分野を事業領域としており、主として機器・備品・消耗品等を卸売形態で販売する事業を営んでおります。企業集団における各事業拠点の事業活動の規模を表す指標として損益計算書のトップラインである売上高が適切であると判断しており、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について売上高を重要な事業拠点の選定指標とし、当社グループにおいて事業内容が大きく異なる事業拠点はなく、質的な要素も考慮して各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高に占める比率がおおむね3分の2に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、卸売事業の目的に大きく関わる重要な勘定科目として、売上高、売掛金、仕入高、買掛金及び棚卸資産を評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを検討した結果、見積りや経営者による予測を伴うことから、重要な事業拠点における繰延税金資産・繰延税金負債に至る業務プロセスを個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。